

# 保全インフォメーションきんき 第148号

【令和2年 8月31日号】

★ も く じ ★

1. 換気設備を有効に活用しましょう
2. 官庁施設の津波防災診断指針の改訂について
3. 台風や豪雨時の施設利用者の安全確保及び被災情報の伝達について
4. 保全に関する告示の改正及び基準の改定について
5. PCBの処理について

このメールマガジン（メールでの受信が不便な方にはFAXで配信）は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

[http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info\\_kinki/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html)

## 保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : [kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp](mailto:kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp)

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : [kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp](mailto:kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp)

## 1. 換気設備を有効に活用しましょう

保全指導・監督室及び京都営繕事務所では、官庁建物実態調査等で各省各庁の施設に伺った際に施設の保全又は運用の状況を確認し、改善が見込まれる点があれば助言をしております。昨年度の多く見られた事例より、施設の適切な運用のため参考にして欲しい内容について数回に分けて紹介します。

今回は、換気設備の有効活用について紹介します。

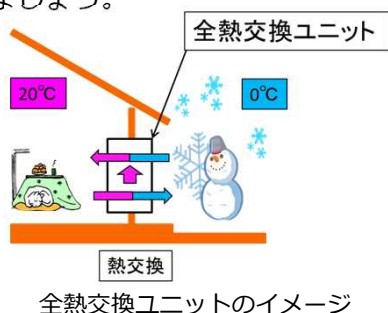
居室には新鮮空気を取り入れるために、又はCO2や化学物質の濃度を下げるために換気が必要です。一般的な事務室の換気機能は部屋ごとに空調のON/OFFが出来る個別空調方式の場合はエアコンと共に室内に設置されている全熱交換ユニットや換気扇が担っており、一元的に空調運転を管理する中央空調方式の場合は機械室に設置されている空気調和機が担っております。

個別空調方式の場合、エアコンは室内の温度を調整する機能はありますが、新鮮な外の空気を取り入れて換気をすることはできません。空調時には全熱交換ユニットや換気扇を使用して換気を行ってください。全熱交換ユニットは、換気による温度変化を抑えることで省エネルギー化を図る換気装置であり、熱交換を行う運転と熱交換を行わない運転の切替はリモコンで操作できます。空調時期には全熱交換運転のほうが省エネの面で有効ですが、空調を行っていない時期（中間期）で室内の温度よりも外気の温度のほうが快適な場合には普通換気運転のほうが室内環境の面で有効になるので、運転の切替を意識して行いましょう。

一方で中央空調方式の場合、空気調和機は室内温度を調節する機能と換気機能を併せもっています。冷房、暖房を行わない中間期に空気調和機の運転も停止している施設を見かけますが、新鮮外気を取り入れていない状態になっていますので、空気調和機を活用して換気をしましょう。

なお、空気を循環させているエアコン、全熱交換ユニット、空気調和機にはフィルターが設置されています。フィルターが汚れたままだと清浄な空気が送られてきませんし、換気量の減少や抵抗増加により使用するエネルギーが増えてしまう可能性も考えられますので、定期的な清掃やフィルターの交換を心がけてください。

ウイルス感染拡大防止対策として換気の必要性が注目されています。執務室において有効な換気を行うためにも建物にどのような換気設備が設置されているかを把握して、有効に利用しましょう。



## 2. 官庁施設の津波防災診断指針の改訂について

### ■官庁施設の津波防災診断指針（令和2年3月版）について

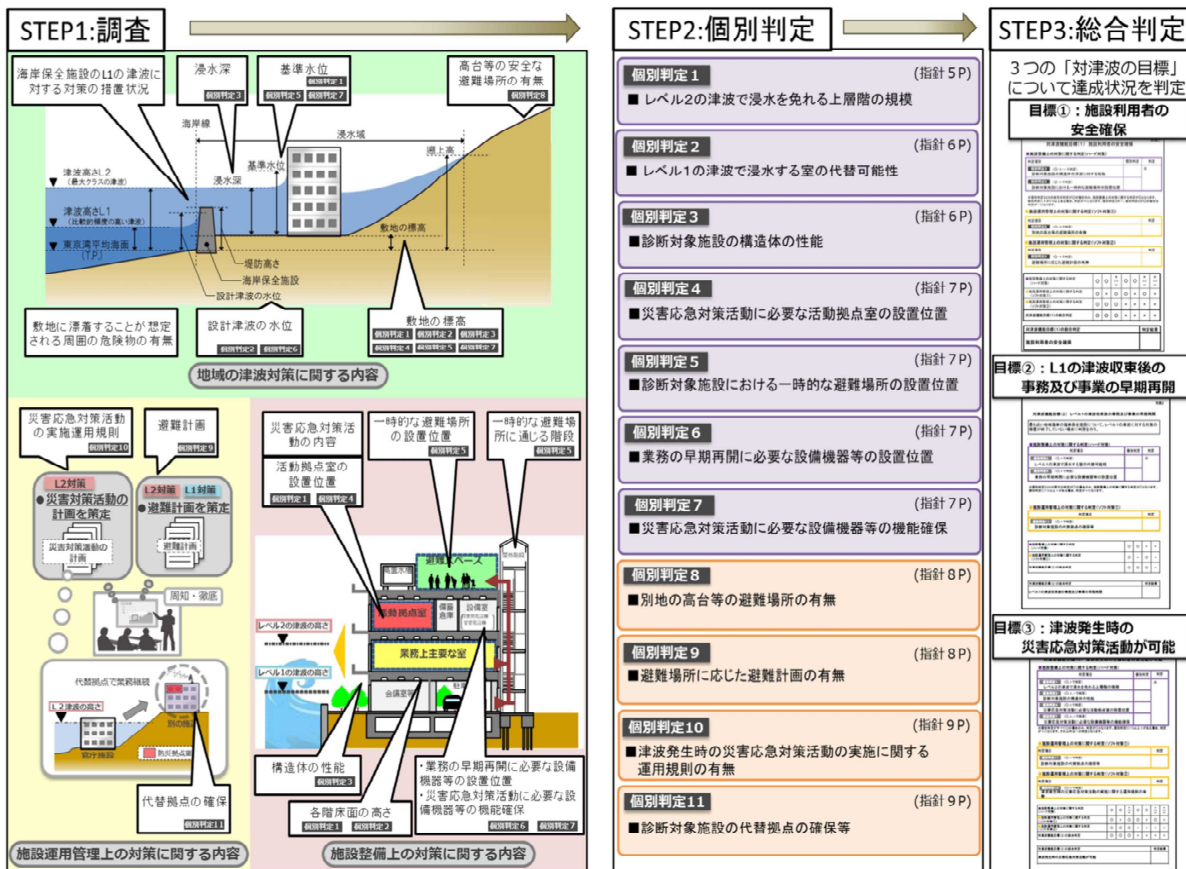
官庁施設の津波防災診断指針により定める津波防災診断は、既存官庁施設の業務上の機能の確保を目標とする達成状況を把握するために、標準的な診断方法を定めたものです。

診断後に必要に応じて外部の専門家に確認したうえで、「施設運用管理上の対策（代替え拠点の確保、避難計画の作成等）」、「施設整備上の対策（改修、建替え等）」について総合判断を踏まえた対応を速やかに実行していただく事を目指しています。

令和2年3月31日付けで、より適正に運用しやすくなるよう所要の改訂が実施されました。

### ■改訂官庁施設の津波防災診断指針の概要

改定前と変わらず、対象施設の調査より、診断条件の整理、各項目の個別判定。個別判定結果を活用し、総合判定を行います。



### ■改訂の概要

個別判定条件の適正化及び明確化、個別判定項目の見直し、総合判定の見直しについて、主な改定は以下のとおりです。

#### 個別判定条件の適正化及び明確化

- 構造体及び設備の津波に対する性能について、簡易な判定方法を取り止め、詳細な確認を行った上で判定するよう見直し。（改定後判定3, 7）
- 診断対象施設における一時的な避難場所について、避難場所の設置位置の確認に加え、施設利用者の避難が可能であること（避難ルート及び避難スペース）を確認することを明確化。（改定後判定5）
- レベル1津波に関する判定において、レベル1津波の高さを1階床上浸水と一律で想定した判定から、施設近傍の地域海岸におけるレベル1津波の高さで判定するよう見直し。（改定後判定2, 3, 6）

### 個別判定項目の見直し

- ① 構造体の性能に関する判定を集約。(判定4,5→判定3)
- ② 災害応急対策活動のソフト対策に関する判定を集約。(判定1→8、判定11,13,14→判定10)
- ③ 設備の設置位置に関する判定について、判定対象の設備の区分等の見直し。(判定8,9→判定6,7)

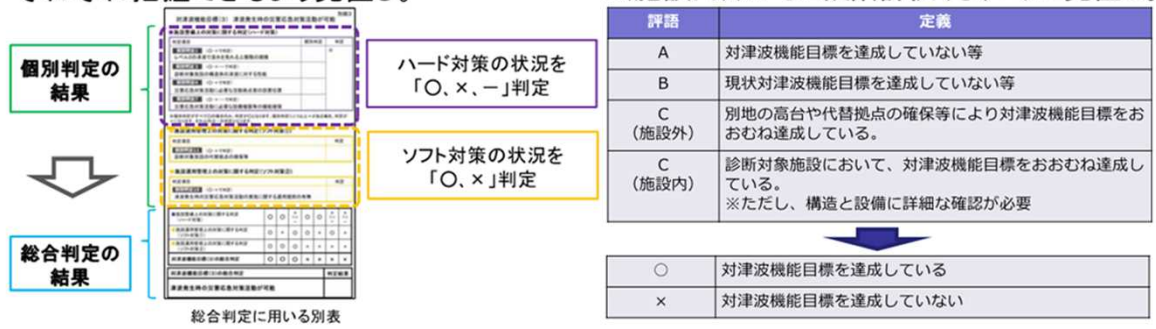
個別判定項目(改定前)	個別判定項目(改定後)
1 別地の高台等の避難場所の有無	1 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模
2 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模	2 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性
3 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性	3 診断対象施設の構造体の性能
4 診断対象施設の構造体の地震に対する性能	4 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置
5 診断対象施設の構造体の津波に対する性能	5 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置
6 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置	6 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
7 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置	7 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
8 非常用電源の設置位置	8 別地の高台等の避難場所の有無
9 その他重要な設備機器の設置位置	9 避難場所に応じた避難計画の有無
10 避難場所に応じた避難計画の有無	10 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無
11 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無	11 診断対象施設の代替拠点の確保等
12 診断対象施設の代替拠点の確保等	
13 津波警報発令時の初動体制の有無	
14 津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等の確保	

判定1～7：ハード対策に関する判定項目  
判定8～11：ソフト対策に関する判定項目

### 総合判定の見直し

○ハード対策、ソフト対策の機能確保状況をそれぞれ把握できるよう見直し。

○総合判定を、4段階評価(A、B、C(施設外)、C(施設内))から2段階評価(○、×)に見直し。



#### ■既に実施した診断の取り扱いについて

既に実施した診断の取り扱い、現行の診断を行った施設について、新たに津波防災診断を行う必要はありませんが、今回の改定に伴い、個別判定の内容が変わる所もあるため確認が必要な場合があります。

##### ★既に実施した診断において、確認が必要な変更

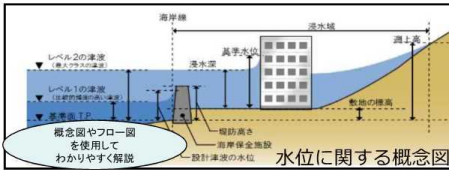
1. 津波避難ビルの指定を受けた施設の取扱いの変更  
津波避難ビルの指定を受けた施設の取扱いが変更(判定項目から取りやめ)されたため、既診断時に診断対象施設が津波避難ビルに指定されており、津波発生時の避難場所を当該診断対象施設としている場合は、確認が必要です。
2. レベル1の津波に対する診断で考慮する水位の変更  
レベル1の津波に対する診断で考慮する水位について変更されたため、地上1階程度の床上浸水により判定していた場合は、近隣の地域海岸の設計津波の水位を確認した上で確認が必要です。(海岸保全施設の対策が終了している場合、代替拠点を確保している場合は、確認不要)
3. 構造体及び設備に関する診断方法の変更  
「構造体の津波に対する性能に関する判定」及び「災害応急対策活動に必要な設備に関する判定」について簡易な診断方法を取りやめ、それぞれ詳細な確認により診断する方法へ変更されたため、簡易な診断方法により判定していた場合は確認が必要です。(詳細な診断をしている場合、別地の高台等の避難場所及び災害応急対策活動の実施が可能な代替拠点を確保している場合は、確認不要)

国土交通省では津波災害に備えていただくため、官庁施設の津波防災診断指針、同指針に係る参考資料を国土交通省官庁営繕部ホームページに公開しています。


官庁施設の津波防災診断指針、官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料  
公表HP：[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tsunami\\_shishin.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tsunami_shishin.html)

<官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料>

- ①津波防災診断指針の解説
- ②調査表様式及び判定表
- ③資料(参考法令等、その他)



水位に関する概念図  
概念図やフロー図を使用してわかりやすく解説



調査表様式や判定表を添付

【調査表様式や判定表】ホームページにはエクセル版も掲載

調査項目の内容判定の具体手法他

また、官庁施設（公共建築物）が発災時においても有効に機能する必要があるため、国土交通省では、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」をとりまとめ、発災時に必要となる施設機能を確保する手法を示すとともに、各省各庁の業務継続力の向上にあたり必要な支援を行っています。発災時の業務継続に向け、限られた人員で建築及び設備が安全に利用可能かどうかを判断するため、発災直後の活動時系列に対応した確認項目をとりまとめた「発災時チェックシート」も公開しています。

業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針、発災時チェックシート  
公表HP：[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000014.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html)

発災時チェックシート					
点検項目	点検内容	様式2記号	判定	○の場合の対処・応急対応等	備考・特記事項
<b>I. 構造体等</b>					
<b>I. 第1次</b>					
<b>1. 構造体等の1次点検</b>					
<b>1.1. 全般</b>					
(1) 一見して危険と感じるか	① 火災が発生している。	【あ】		建物を退去	
	② 煙が出ている。	【い】		建物を退去	
	③ ガスのおいがする。	【う】		建物を退去	
	④ 建物が浸水している。	【え】		安全な場所に移動	浸水想定階より上へ移動するなどにより、安全が確保できる場合は、初動対応を開始
	⑤ 周辺道路が浸水している。	【お】		安全な場所に移動	浸水想定階より上へ移動するなどにより、安全が確保できる場合は、初動対応を開始
	⑥ 著しく液状化している。	【か】		安全な場所に移動	安全を確保できる場合は、初動対応を開始
	⑦ 津波警報の発令等により施設に近づけない。	【き】		安全な場所に移動	
	⑧ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始	
<b>1.2. 構造体</b>					
(1) 一見して危険と感じるか	① 基礎の著しい崩壊・上部構造との著しいずれがある。	【く】		建物を退去	
	② 建物全体又は一部が著しく傾斜している。	【け】		建物を退去	
	③ 建物全体又は一部が崩壊・落離している。	【こ】		建物を退去	
	④ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始	
<b>1.3. その他</b>					
(1) 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか	① 隣接建築物や鉄塔等が庁舎の方向に傾いている。	【さ】		建物を退去	
	② 周辺地盤が崩壊している。	【し】		建物を退去	
	③ 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、庁舎への影響はないと考えられる。			要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
	④ 危険はない。			点検継続	

【判定記入凡例】 ○：はい、×：いいえ、△：判定不能、-：項目該当なし  
 ・「建物を退去」と判断された場合は、屋内放送等で職員への退去を指示し、職員及び在庁者の全てが退去したことを確認した後、建物を封鎖する。  
 ・火災が発生している場合には、消防機関へ通報する。  
 ・「初動対応開始」と判断された場合は、1次点検へ移行する。  
 ・第1報は、発災後○分以内を目標とする。

津波浸水地域に立地する既存官庁施設（公共建築物）に関しては、診断を実施し津波対策の有無を把握していただきますようお願いします。また、既診断施設については診断改定項目の確認をしていただきますようお願いします。

### 3. 台風や豪雨時の施設利用者の安全確保及び被災情報の伝達について

近年、台風や豪雨による災害が多発しています。今年度も先日九州で豪雨による大きな被害がありました。今後も、台風や豪雨に備えて施設利用者等の安全を確保するための点検ポイントや被災情報伝達について紹介します。

#### 1. 事前点検のポイント

- (1) **強風による破損、転倒等の防止**
- (2) **庁舎からの飛散物による周辺への二次災害防止**
- (3) **室内への雨水などの浸入防止**
- (4) **自家発電設備等の業務継続に必要な機器等の確認**

事前点検ポイントの具体的な内容を紹介します。

- ・屋上のルーフトレン、とい、側溝及び雨水ますなどの雨の排水ルートとなる部分については、堆積物やゴミで塞がれていないかの確認
- ・屋上や屋外に設置されているアンテナ、高架水槽、エアコン室外機、樹木、困障、外灯など、風の影響を受ける工作物の固定状況の確認
- ・扉、シャッター、窓などの開閉作動状況や施錠が出来るかなどの確認
- ・停電時に活躍する自家発電設備の残油量、非常用照明の法定点検の結果の確認

#### 2. 事後点検

危険箇所の有無を確認の上、必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置を講じ、二次災害の防止に努めるなど、施設利用者等の安全確保にご配慮願います。

安全確認は危険を伴う場合もありますので、以下の内容に気を付けてください。

- ・**濡れている電気機器（コンセントや盤）には触れないで、専門業者に点検を依頼する**
- ・**落下物が発見された場合は立入禁止にする**とともに、落下の恐れがある部位は事前に落としておく等の処置をとる

詳しい情報は国土交通省のHP「防災関連のお知らせ」の「台風・豪雨時の国家機関の建築物における施設利用者等の安全確保について（平成27年5月22日）」に掲載されています。

上記の点検に役立つ情報として、同HPに「支障がない状態の確認」のパンフレットが掲載されています。また、過去の保全インフォメーションきんきNo. 1 4 1にも安全確認の内容を記事にしているので、参考としていただければと思います。

- 台風・豪雨時の国家機関の建築物における施設利用者等の安全確保について（平成27年5月22日）

<http://www.mlit.go.jp/common/001102042.pdf>

- 支障がない状態の確認

<http://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>

- 保全インフォメーションきんきのバックナンバー

[https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info\\_kinki/backnumber/info\\_kinki\\_16.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/backnumber/info_kinki_16.html)

### 3. 被災情報の伝達

平成27年7月17日に開催された中央官庁営繕担当課長連絡調整会議にて『災害発生時において、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を下記の通り定める。』と決定しています。昨年度の保全インフォメーションきんきNo.140に伝達要領及び伝達書式を詳細に掲載していますが、報告の対象となる施設及び災害並びに近畿地方整備局への連絡先を抜粋で紹介いたします。

#### 対象施設

災害時において被災情報を伝達する「対象施設」は、下図のとおりです。着色（緑色）している範囲が被災情報伝達対象施設です。それ以外の施設は対象外です。

※近畿地方整備局営繕部に被災情報を伝達してもらう施設は●の付いた施設です。



#### 被災情報の連絡

上記の対象施設で被害が遭った場合は、各省各庁の連絡体制に基づき連絡を行ってください。整備局に連絡していただくブロック官署等については下記に連絡をお願いします。

#### 被災情報の送付先

◆施設管理者におかれましては、災害時における庁舎の状況を被災情報伝達様式2に記入し、様式1に転記のうえ、以下の電子メールアドレスに添付して送信してください。（電子メールに添付出来ない場合は、プリントアウトしたものをファックスにて送信してください。）

◆送付先：近畿地方整備局 営繕部 防災用メールアドレス  
（保全指導・監督室、京都営繕事務所共通で受信可能）

[kkk-bousai\\_eizen@mlit.go.jp](mailto:kkk-bousai_eizen@mlit.go.jp)

FAX:06-6942-3827

※各様式は近畿地方整備局HPからダウンロード出来ます。  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/build/facadmin/index.html>

メールの件名は、『【台風被害報告】 官署名または施設名』としてください。  
（例）件名：【台風被害報告】 ○○省○○局 （または○○地方合同庁舎）

◆近畿地方整備局では、近畿管内で地震が発生した場合及び台風等の風水害による被害が想定される場合、休日及び夜間においても、情報収集及び連絡にあたります。

▼連絡先：近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課 TEL:06-6942-1141(代)

▼休日または夜間、その他上記に連絡がとれない場合の連絡先

営繕部 計画課 TEL:06-6944-0004(夜間直通) FAX:06-6943-8452  
または

営繕部 技術・評価課 TEL:06-6942-5122(夜間直通) FAX:06-6942-3827

## 4. 保全に関する告示の改正及び基準の改定について

### 平成20年国土交通省告示第1351号の改正について

「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）」について、これを一部改正する告示（令和2年国土交通省告示第513号）が令和2年4月1日に公布・施行されました。改正内容は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第181号）の施行に伴い引用する条項の改正のほか、所用の改正が行われました。具体的には「排煙設備の設置基準の見直し」や「避難安全検証法の見直し」など下記の内容です。詳しく内容を確認されたい場合は建築士等にご相談ください。

#### 平成20年国土交通省告示第1351号の改正箇所

別表第二 排煙設備

		(い) 点検項目		(に) 判定基準
一	(十七)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	……ただし、同令 <b style="color: red;">第二百二十八条の六第一項</b> 、 <b style="color: red;">第二百二十九条第一項</b> 又は <b style="color: red;">第二百二十九条の二第一項</b> の規定が適用され、かつ、 <b style="color: red;">区画避難安全性能</b> 、 <b style="color: red;">階避難安全性能</b> 又は……
	(十八)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	
	(三十)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	
	(三十三)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	
四	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	建築基準法施行令 <b style="color: blue;">百十二条第二十項</b> の規定に適合しないこと。

別表第三 非常用の照明装置

		(い) 点検項目		(に) 判定基準
二	(二)	配線		建築基準法施行令 <b style="color: blue;">百十二条第二十項</b> の規定に適合しないこと。
五	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	
	(四)	蓄電池	充電器	
六	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	

赤字：改正による追加部分      青字：改正による変更部分

### 建築保全業務共通仕様書（平成30年版）及び 建築保全業務積算要領（平成30年版）の改定について

告示の施行に伴い、建築保全業務共通仕様書（平成30年版）及び建築保全業務積算要領（平成30年版）について、令和2年6月15日付けで改定しました。改定内容は、関係告示改正への対応のほか、誤字等の修正も合わせて行いました。建築保全業務共通仕様書及び建築保全業務積算要領につきましては、下記ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html#6-2](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#6-2)



## 5. PCBの処理について

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、水に溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的にも安定な性質である事から、電気機器の絶縁油や建築シーリング材など様々な用途で利用されてきました。

PCBは毒性が強くダイオキシン類の一つとされており、1970年代に生産、輸入、新たな使用が中止になりました。PCBを含む電気機器は所有者が保管し続けなければならなかったことから、PCB廃棄物として倉庫や機械室などに保管されてきました。また、PCBを含む電気機器を使用している建物もあります。

2001年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により**PCB廃棄物は2027年3月31日までに適切に処理しなければならない**と定められました。

### PCBを含む電気機器とPCB含有の有無を判別する方法

#### 【PCBを含む電気機器】

PCBが使用された代表的な電気機器等には、照明器具の安定器や受変電設備に使用されている機器（変圧器やコンデンサーなど）があります。

PCBが使用された電気機器は、使用されているPCBの濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。PCB廃棄物の処分は、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物で処理するところと処分する期限が違いますので注意が必要です。

#### 【PCB含有の有無を判別する方法】

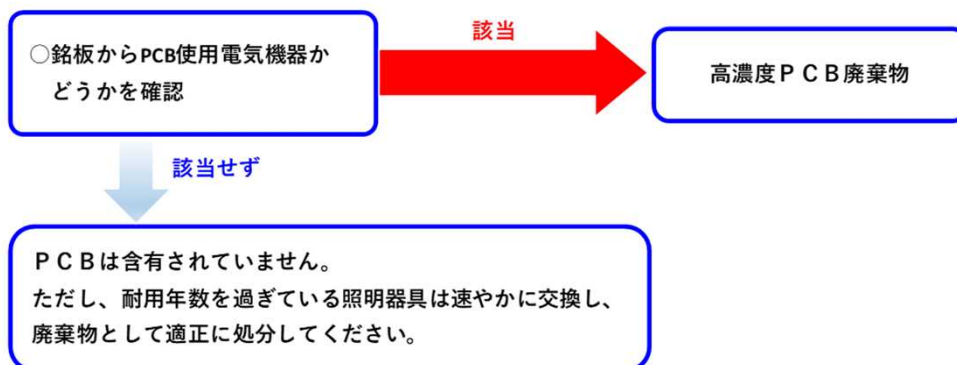
##### 1. 照明器具の安定器

照明器具の安定器は昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造されたなかにPCBが使用されたものがあります。

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能、製造年月日などから判別できます。詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照にしてください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

銘板からPCB使用電気機器か確認（照明器具の安定器）



## 2. 変圧器・コンデンサー等

変圧器・コンデンサーは昭和28年から昭和47年に国内で製造されたなかにP C Bが使用されたものがあります。こちらは絶縁油にP C Bが使用され、高濃度のP C Bが含有する機器となります。

機器に貼付された銘板に記載されているメーカー名、製造年などから判別できます。詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照にしてください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

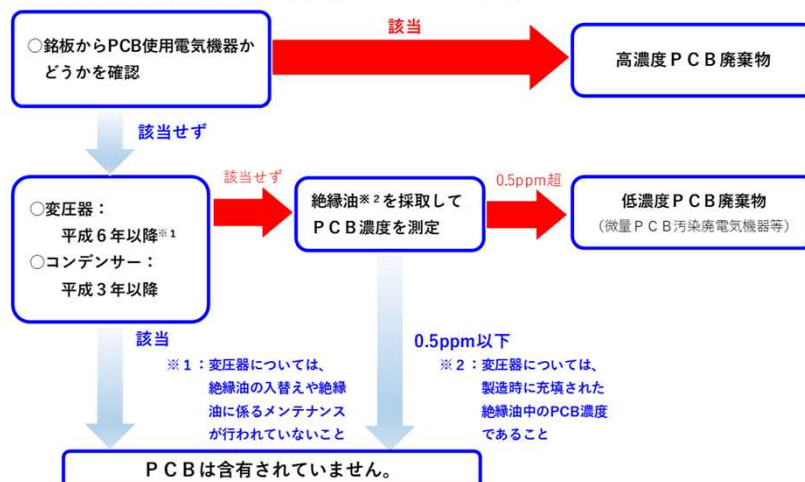
また、変圧器・コンデンサーは国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器にP C B汚染の可能性があることが分かっています。

コンデンサーでは平成3年以降に製造されたものはP C B汚染の可能性はありません。

変圧器では平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていなければP C B汚染の可能性はありません。

したがって、電気機器に取り付けられた銘板とメンテナンス記録等によりP C B汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年より前に製造された電気機器については、絶縁油を採取しP C B濃度を測定してP C B汚染の有無を判別します。

銘板からPCB使用電気機器か確認（変圧器・コンデンサーなど）



**銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーなどに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認して下さい。**

## 3. 汚染物等（シーリング等）

P C Bが付着したり、染みこんだりしている汚染物等は、含まれているP C Bの濃度を決められた方法で測定することでP C B汚染物であるか判断します。測定の結果、P C Bが検出されれば「特別管理産業廃棄物」としてのP C B廃棄物となります。また、P C B汚染物等の該当判断基準に該当する場合は「産業廃棄物」として分類されます。

汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版）」が示されています。

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版）

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo\\_ver4.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver4.pdf)

**PCB廃棄物等の掘り起こしについて**

安定器を含め、PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度庁舎内を確認してください。電気室や倉庫の奥に中身の分からない箱などはありますか？

また、都道府県や電気主任技術者が行う掘り起こし調査にも御協力ください。



〔昭和52年3月までに建築・改修された建物の中に更新していない照明器具はありませんか〕

**PCB廃棄物等の処理について**

**【高濃度PCB廃棄物の処理について】**

高濃度PCB廃棄物については、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業 株式会社）で処理を行っています。JESCOに処分委託を行う場合、あらかじめ**JESCOに登録**を行う必要があります。詳しくはJESCO（03-5765-1935）までお問い合わせください。

**【低濃度PCB廃棄物の無害化処理について】**

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

**PCB廃棄物の処分期限**

**PCB廃棄物は定められた処分期限までに処分しなければなりません。**  
**高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。**

**【PCB廃棄物の処分期限】**

	福井県	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサ）	令和4年3月31日	令和3年3月31日
高濃度PCB廃棄物（安定器）	令和5年3月31日	令和3年3月31日
低濃度PCB廃棄物	令和9年3月31日	

**PCB廃棄物の処分についての情報サイト**

**【環境省 ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト】**

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

→ ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する変圧器・コンデンサ・安定器等の期限内の適正処理を進めるための様々な情報が掲載されています。

**PCB廃棄物の処分についての問合せ先**

**【環境省地方環境事務所】**

中部地方環境事務所	資源循環課	052-955-2132（福井県）
近畿地方環境事務所	資源循環課	06-4792-0702（滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県）